

■ 令和4年度 第3回新潟市地域公共交通会議

日時：令和5年1月27日（金）午後1時30分

会場：NEXT21 12階（IPCビジネススクエア内会議室）

（司 会）

定刻となりましたので、ただいまから令和4年度第3回新潟市地域公共交通会議を開会いたします。

本日はお忙しい中、また足元の悪い中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。議事に入るまでの進行を務めます、事務局の新潟市都市交通政策課の吉田です。よろしくお願いいたします。

本日の会議につきましては、公開とさせていただきます。また、議事録を作成するため、会議を録音させていただくとともに、後日、議事の内容を新潟市ホームページに公表いたしますので、ご了承くださいますようお願いいたします。また、新型コロナウイルス感染症の対策として、使用するマイクはご発言の都度、職員がアルコール消毒を行ってからお渡ししますので、ご協力くださいますようお願いいたします。会議の内容につきましては、新潟市の区バスや住民バスなどの地域の生活交通について、ご審議いただく場として進めさせていただきます。また、前回9月27日の会議から本日までにおいて、本会議の委員名簿に変更はないことをご報告いたします。

本日の委員の出席状況と会議成立の可否についてですが、本日は全委員より出席いただいておりますので、新潟市地域公共交通会議規則第5条第2項の規定により、本会議が成立していることをご報告いたします。また、委員の皆様に変更はございませんので、出席者名簿をもってご紹介に代えさせていただきます。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。配付資料は、事前に送付させていただいた協議及び報告事項の資料一式に加え、本日、卓上に次第、委員出席者名簿、座席表、新潟市地域公共交通会議規則、新潟市地域公共交通会議委員名簿、参考資料としまして、新バスアップデート改善と書いた資料をお配りしております。

また、資料の差し替えについてお知らせします。事前にお送りした資料のうち、本日机の上に配付させていただきましたが、資料1-1と資料3-1につきまして差し替えをお願いいたします。大変失礼いたしました。資料の修正については以上です。そのほか、資料に不足や落丁などございましたら、説明の途中でもかまいませんので事務局にお声がけください。

次第をご覧ください。本日は、協議事項が4件、報告事項が3件となります。説明と議事対応で概ね1時間半程度を予定しております。

それでは議事に入らせていただきます。このあとの、議事進行を柳田会長にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

(柳田会長)

改めまして、都市政策部の柳田でございます。お足元の悪い中、委員各位におかれましては本日、新潟市地域公共交通会議にご出席いただきまして誠にありがとうございます。それでは、よろしくお願ひいたします。

さっそくではありますが、議事に入らせていただきます。はじめに、議事の内容につきまして、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

都市計画政策課長の坂井でございます。よろしくお願ひいたします。

本日ご審議いただきたい案件の概要についてでございます。次第をもう一度ご覧ください。まず、協議事項といたしまして、令和3年度の第1回地域公共交通会議でご審議いただきましたバリアフリー化設備と整備事業の事業評価(案)のほか、各区の住民バス、観光循環バスの運行計画の変更についてご審議いただくものでございます。

報告事項といたしましては、南区の区バス、住民バスの運行計画変更に関するご報告のほか、今年度より開始いたしました補助事業について情報提供をさせていただくものでございます。詳細につきましては、各担当からご説明をさせていただきますのでよろしくお願ひいたします。

(柳田会長)

ありがとうございます。それでは協議事項の詳細について説明をお願いしたいと思います。

はじめに、1点目でございます。令和3年度新潟市生活交通改善事業計画の事業評価について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

都市交通政策課の樋口と申します。本日はよろしくお願ひいたします。

令和3年度新潟市生活交通改善事業計画(バリアフリー化設備等整備事業)の事業評価

(案)について、ご説明いたします。

資料1をご覧ください。毎年、地域公共交通会議でご審議をいただいている、新潟市生活交通改善事業計画は、毎年度補助対象事業の実施状況の確認、評価を行うこととされており、

資料1-2、参考資料の2ページをご覧ください。令和3年度新潟市生活交通改善事業計画では、ユニバーサルデザインタクシーの車両導入1台とスロープ付きタクシー車両の改造1台を計画しておりました。ここで資料1-1をご覧ください。ユニバーサルデザインタクシー車両の導入につきましては、事業計画どおり補助対象事業者である、ゆうゆう福祉タクシーが車両を1台導入したことから、④事業実施の適切性及び⑤目標・効果達成状況ともにA評価となります。

また、スロープ付きタクシー車両への改造につきましては、補助対象事業者である福祉タクシーさくらが、利用者の低迷により、車両改造にかかる投資に対しまして、それ以上の収益を得ることが難しいとの理由から、事業を辞退し車両改造を行わなかったことから、④事業実施の適切性及び⑤目標・効果達成状況ともにC評価となります。

本市としましては、コロナ禍によりタクシー利用者が低迷している状況ではありますが、車両のバリアフリー化に向け、交通事業者をはじめ国と連携を図り、利用促進に取り組んでまいります。以上、新潟市生活交通改善事業計画事業評価(案)となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(柳田会長)

ありがとうございました。

委員の皆様からご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。よろしいようであれば、令和3年度のバリアフリー化設備等整備事業の事業評価(案)について、本会議での同意が得られたものとさせていただきたいと思っております。

引き続きまして、2点目になります。北区陽光・松浜・濁川地区住民バス運行計画(変更案)につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

北区地域総務課の東理でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

次第の協議事項2、北区陽光・松浜・濁川地区住民バス運行計画(変更案)についてでございます。資料2をご覧ください。1、経過でございます。本住民バスは「おらつてのバス」という愛称で地域に親しまれているバスで、地域交通団体のはまな

す「地域交通」研究会が運営主体となって運行しているところでございます。このおらつてのバスは、これまで地域の重要な公共交通として、利用者や地元住民のニーズを考慮し、運行計画の見直しに努め、実績を重ねてきています。この度、利便性を高めさらなる利用促進を図るため、運行計画を変更するものでございます。

次に、2変更点をご覧ください。令和5年4月1日からのダイヤ変更となります。変更する便は二つでございます。①、②に記載のと通りの二つとなります。

続きまして、3令和3年度及び令和4年度の便ごとの利用状況をご覧ください。先ほどの変更点でお示した①往路8便は、令和3年度は1便当たり0.33人、令和4年度は11月までですが、0.53人となっております。今回の変更で、利用者の少ないこの往路8便を廃止いたしまして、利用が見込まれる18時台に復路7便を増便するものです。それに伴い、現在の復路の7便、8便をそれぞれ8便、9便とさせていただきます。

続いて、変更等に伴う周知についてです。令和5年度の時刻表やちらしを沿線自治会に配布し、そして停留所にはダイヤ改正する旨の掲示を令和5年3月からするほか、北区役所だより等の広報媒体も利用し、運行改善の周知を図りたいと考えております。なお、資料2-1といたしまして、令和4年度の運行実績及び新運行計画をお示した運行計画の資料を添付しておりますので、のちほどご覧いただければと思います。

また、令和5年1月17日に開催しました北区地域公共交通に関する意見交換会においては、住民の皆様から当該協議事項につきまして、意見なしとの回答をいただいている旨ご報告させていただきます。説明は以上となります。よろしく願いいたします。

(柳田会長)

ありがとうございました。委員の皆様から、ただいまの説明にご意見、またはご質問等がございますでしょうか。よろしいでしょうか。よろしいようであれば、それでは北区住民バス運行計画(変更)案につきまして、本会議の同意が得られたものとさせていただきますと思います。

続きまして、次の点になります。西蒲区のにしかん観光周遊ぐる～んバス運行計画の変更案につきまして、事務局から説明をお願いしたいと思います。

(事務局)

西蒲区産業観光課課長の高野と申します。よろしく願いいたします。

それでは、西蒲区のにしかん観光周遊ぐる～んバス運行計画変更案についてご説明いたします。資料3をお取りください。1、経緯でございますけれども、にしかん観光周遊ぐる

～んバスは西蒲区と隣接する弥彦村に点在する観光スポットをつなぐ交通手段といたしまして、令和元年度から3年間、道路運送法第21条による試験運行を行いまして、その間の利用状況を踏まえ、令和4年度から新たに道路運送法第4条による本格運行を始めました。

これまでの運行概要は2に記載のとおりでございますけれども、裏面の最後にありますように、令和4年度の乗車数は3,263人でございます。1日当たりの乗車数は延べ60.4人で、最も利用が多かったのが10月1日でございますけれども、1日延べ185人が利用されておりました。おかげさまで、毎年増加傾向にあるという状況でございます。令和5年度は運行計画を見直しまして、さらに利用者増を目指したいと考えております。

見直しの具体的な箇所でございますけれども、資料3-1をお取りください。これは、新旧の運行計画を併記した資料でございます。変更箇所を赤字で記載しております。1ページをお開きください。新旧対照表のような作りで作成してございます。1ページから4ページまでは運行計画が左のページ、新計画が右のページとなっております。

新旧運行計画の相違点でございますけれども、2ページの上段に四角囲みで記載のとおり、角田浜バス停の位置、運行期間についてでございます。四角囲みの中の丸の一つ目、角田浜バス停の位置の変更につきまして、次の3ページ、4ページをお開きください。左の3ページ、こちらが現行の運行ルートになります。国道402号線上の角田浜バス停2か所、ちょうど図面の真ん中より少し右下の部分にバス停の緑色の丸が二つありますけれども、これを廃止いたしまして、利用者の安全面をより考慮いたしまして、角田浜海水浴場に移設をするというものでございます。

その際、4ページに記載のとおり、角田浜海水浴場内を走行することとなりますけれども、先般開催されました、令和4年度第1回西蒲区地域公共交通に関する意見交換会におきまして、西蒲警察署から交通事故防止対策といたしまして、交差点や横断歩道の直近にバス停を設置することのないようにしていただきたいとのご意見をいただきましたので、十分留意して交通安全に努めたいと考えております。

次に、5ページをお開きください。バス停の移設予定地でございますけれども、角田浜駐車場内に設置をする予定としております。

次の6ページには、運行ルート図が掲載されております。左上にございます角田浜のバス停の移設のみの変更でございます。ルートに大きな変更はございません。以上が角田浜バス停の位置の変更の説明となります。

続きまして、大変申し訳ございませんけれども、2ページへお戻りいただけますでしょうか。上の四角囲みの中の丸の一つ目でございますけれども、運行期間の変更についてご説明いたします。これまで、4月末から10月末までの8月を除く土日、祝日に運行してお

りましたけれども、令和5年度は8月の土日、祝日も運行したいと考えております。海水浴客や夏休みの旅行者の利用を見込んでの変更でございます。なお、そのほかの項目でございますが、道路運送法許可形態、運行手段、運行便数、運行日、運賃、運行事業者については今年度と変更がなく、記載のとおりでございます。

次に、ダイヤの変更についてご説明いたします。資料の7ページをお開きください。角田浜のバス停の位置を変更したことによりまして、角田浜の海水浴場の敷地の中を走行するということになるため所要時間が若干増えまして、ダイヤの変更が生じます。新しいダイヤは、右回りが8ページ、左回りは10ページに記載のとおりということになります。今のところはこの予定でございますけれども、春にJRのダイヤ改正等がありますので、その際にJRの巻駅、それから弥彦駅とぐる〜んバスの接続調整によりまして、運行ダイヤが変更となる可能性があるということをご申添えさせていただきます。

最後に11ページをお開きください。運行手段詳細につきましては記載のとおりでございます。以上で、西蒲区西蒲観光周遊ぐる〜んバス運行計画の変更案についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

(柳田会長)

ご説明ありがとうございました。委員の皆様からご意見、ご質問等はございますでしょうか。

(和田(澄)委員)

このバスは観光用にも非常にいいと思うので、8月運行ということはいいいと思うのですが、これを西蒲区だけではなくて、ぜひ全市内の方々にお知らせしていただきたいと思えます。お盆の頃に、やはり県外から来られる方がたくさんいらっしゃいますので、私も本当のことを言うと、8月以外にも4月の桜の頃から走らせていただくといいかと思うのですが、それは急には無理かもしれないので、今後検討をしていただければいいと思うのですが、菜の花や桜の頃に非常にたくさんの方が全市からいらっしゃいますので、ぜひそれは検討していただきたいのですが、今回は間に合わなくても、8月にこれはぜひ市内の方にお知らせしていただきたいと思えます。

(柳田会長)

和田委員、ありがとうございます。事務局からコメントがあればお願いします。

(事務局)

ありがとうございます。運行期間につきましては、また今後さらに検討していきたいと思っております。広報、周知につきましては、おっしゃられましたとおり、多くの方々にしっかりと目に触れるようにしていきたいと思っております。ありがとうございます。

(柳田会長)

ありがとうございます。そのほか、ご意見、ご要望等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。よろしいようであれば、西蒲区のにしかん観光周遊ぐる～んバス運行計画の変更案について、本会議の同意が得られたものとさせていただきたいと思っております。

続きまして、江南区横越地区住民バス運行計画変更案につきまして、事務局から説明をお願いしたいと思います。

(事務局)

江南区地域総務課土田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

資料4をご覧ください。資料4で、横バス北ルート of 運行計画の変更案についてでございます。横越地区の住民バス、こちらの北ルートのバス停、横越東町会館から横越中学校北ルート間において阿賀用水路改修工事及び水道工事が行われており、長期間通行できないため、運行路線を変更するものでございます。

2、位置図のとおり、これまで運行していたオレンジ色の路線区間で、阿賀用水路改修工事及び下水道工事が行われていることから、現在、赤色の路線へ迂回をしています。工事に伴う迂回につきましては令和3年の9月1日から行っており、当初の予定では1年程度で終了する見込みということから、工事が終了したあと、本会議においてご報告させていただくという予定にしておりましたが、工事期間が延びまして、令和6年3月31日まで延長されたということになりまして、それに伴い迂回期間も令和6年3月31日までということとなりました。本来は、迂回の期間が1年を超過する時点で、迂回していた路線を新規路線として協議させていただくべき事案ではございましたが、交通事業者との連絡不足から、区としても把握が遅れまして、本日の会議でご説明をさせていただくことになりました。なお、本件につきましては、新潟運輸支局と調整をさせていただきまして、本会議で協議をするという旨の指導をいただいております。協議が遅くなったことをお詫び申し上げます。

続きまして、運行計画について説明をさせていただきます。資料4-1の2ページをご覧ください。変更となる箇所についてのみ説明をさせていただきます。2ページになりま

すが、新運行計画概要の運行距離につきましては、迂回をすることで 0.4 キロ運行距離が増加するということになってございます。

次のページになります。運行ルート図については、先ほどご説明したとおりでございますので、説明を割愛させていただきますが、バス停等の位置についての変更はございません。

なお、本会議に先立ち江南区地域公共交通に関する意見交換会を書面にて開催し、本案件について、意見なしとなったことを申し添えます。

(柳田会長)

説明ありがとうございました。委員の皆様におかれましては、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。特にないようでありますれば、江南区横越地区住民バス運行計画変更案について、本会議の同意が得られたものとさせていただければと思います。

以上で、協議事項について終了させていただきます。

ここからは、次の報告事項へ移らせていただければと思います。南区区バスの運行計画の変更案について、事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局)

南区地域総務課です。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、報告事項の 1 と 2 につきましては関連がございますので、一括して説明をさせていただきますと思います。資料 5 と 6、いずれも A 4 版の 1 枚ものの資料をご覧くださいと思います。南区の区バス、そして月潟地区の住民バスの運行計画の一部変更についての報告をいたします。

内容といたしましては、南区の区バスの一部と月潟地区の住民バスの、運行ルート上に設置をしてございます停留所の場所を、資料に記載をいたしました路線図内の赤丸へ 160 メートルほど北側に移設をしたというものでございます。この停留所につきましては、商業エリアの利用者向けに設置をした「白根カイトタウン」という名前のバス停です。

移設をした理由は二つです。一つ目が、この商業エリアの北側に隣接をいたしまして、通称で「ももラコッテ」という名前が付く予定ですけれども、新たな商業施設がオープンしたことによるものです。現在、ここには第四北越銀行とパン屋が出店しておりまして、今後新たな出店が見込まれているというところです。もう一つの理由が、白根カイトタウンのバス停の主な利用者が、この商業エリア内にあります特定の医療機関の利用者だということで、これらの利用者から要望があったことによるものです。これらの状況に対しま



して、バス停を移設するという対応いたしました。

また、「ももラコッテ」につきましては、この商業施設への今後の出店状況を見ながら、利用者の要望を勘案して、必要があれば今後、バス停の新設も検討していきたいと考えています。また、この度の変更によりまして、バス運行の都合上、南区バスのまちなか循環ルートのみ停車順が変更になっております。併せてご報告をさせていただきます。

おしまい、変更にあたりまして事前に利用者への聴き取り調査を実施いたしました。また、現在も利用者からは苦情等は受けておりません。報告は以上です。よろしくお願いいたします。

(柳田会長)

ありがとうございました。委員の皆様からご意見、ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。よろしいようであれば、南区区バス運行計画の変更案につきまして、本会議の同意が得られたものとさせていただきますと思います。

続いて、南区の月潟地区住民バス運行計画の変更案につきまして、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

ありがとうございます。1番と2番、併せて説明をさせていただきました。区バスの停車位置の変更と住民バスの停車位置の変更、同じ図ですので、同じ説明で代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(柳田会長)

了解でございます。今ほどご説明にありましたとおり、二つ合わせてということだったので、先ほど申し上げましたとおり、本会議でも同意が得られたものとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

続きまして、新潟市バス停上屋等整備事業補助金につきまして、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

新潟市バス停上屋等整備事業補助金につきまして、都市交通政策課から情報提供をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

お手元のA4カラーのパンフレット及び本日机上に配付させていただきました参考資料

をご覧ください。まず、本市ではこれまでにバス待ち環境の改善に様々取り組んできておりまして、参考資料にあるとおり、情報案内や待合室などの充実を図ってまいりました。

バス停の上屋につきましては、毎年度1か所程度ずつ、利用の多いバス停を中心に整備してまいったというところがございますが、この改善のスピードをこれまで以上に上げていくために、民間の力も借りながら進めていくことといたしまして、この度設置にかかる経費の2分の1を補助する制度を創設いたしましたところがございます。

パンフレットをご覧ください。補助対象者につきましては個人、法人、地域団体ということでございます。交通事業者であったり、住民バスを運行されている団体様などにもご活用いただけるものでございます。補助対象となる経費につきましては、設置にかかる一連の経費ということになりますが、維持管理につきましては補助を受けられた方をお願いするという形でございます。

この補助制度は、バス停上屋だけでなく、ベンチや情報案内システムといったものの整備についても活用できるというものでございます。その下、おすすめポイントといたしまして、まずベンチ、上屋、情報案内システムともに広告の掲載を可能とするものでございます。ベンチや上屋では、バス停にお近くの企業など、自社の広告を表示することで、バス利用者への宣伝アピールとなりますし、情報案内システムでは、デジタルサイネージに広告を募集して表示することで、その収入を維持管理費などに充てるといったことも可能となるということでございます。

二つ目のポイントとしまして、バス停に隣接した民地にベンチを置くといったことも、補助対象となるということでございます。例えば、店舗前の空きスペースを活用するといったような形で、補助を受けることも可能となっております。

ポイント三つ目になります。民地だけではなく道路等に置きたい場合でも、交通事業者であったり、道路管理者との調整、これはかなり必要になってまいりますが、個人や法人ですとなかなかハードルが高いと思われまますので、ここは市もしっかりと連携しながら進めてまいりますので、ここに設置するのは無理かなというようなご懸念があったとしても、ぜひご相談を当課にいただきたいと思っております。

この補助制度を活用いたしまして、バスの利用者だけではなく、上屋やベンチの設置者、そして市にも、それぞれにメリットがあるような形で、バス待ち環境の改善を進めてまいりたいと考えてございます。ぜひ、制度のご活用の検討、あるいは興味がありそうな方々への宣伝等、ご協力をいただければ幸いです。

(柳田会長)

ありがとうございました。委員の皆様から、ただいまの件につきましてご意見ですとかご質問等があればお願いいたします。

(和田（澄）委員)

このバスの上屋というのでしょうか。バス停のこのところに屋根をつけていただいて、ベンチを置いていると、利用者には大変ありがたいですが、ただ、利用者の多いところからという基準らしいのですが、これに限らず、そうするともう中央区の古町とか駅前あたり、あの辺はたしかにそういうバス停もできています。そうすると郊外の方は、本当に1本時刻表が立っていて、それも時刻の変更があると紙が1枚貼ってあるとかそんな程度で、私の乗っているところのバス停は、最近はきちんと真っ直ぐ立っていますが、以前は斜めに立っていて、倒れそうなまま何年も放置されていたのです。そういう郊外で、しかも郊外に住むような方こそバスを利用しなければならないし、そのバス停がそんな状態では、本当にお年寄りはそのようなところで待つのは辛いです。この基準は何とかならないのでしょうか。

(事務局)

ご意見ありがとうございます。最初にご説明をしたときに、利用数の多いところからと申しあげましたが、市がこれまでに整備をしてきた順番という形になります。税金を使って整備をしてきたというところでございますけれども、今回の補助制度につきましてはそういった基準はございません。周辺部のところでもけっこうです。例えば利用者が多いとか少ないとかではなく、自治会であるとか近隣の企業であるとかが手を挙げていただければ、審査のうえ、そこを補助制度の対象にしたいと考えておりますので、ぜひご検討いただければと思っています。

(柳田会長)

ありがとうございます。

(和田（澄）委員)

そのように言われますが、そういう少ないところはそもそも設置するとしても、全額出してもらえないわけではないですから、やはり自分たちの負担というものが、そういうところは当然持ってないわけです。持っていないところに設置するために申請しろと言われて

も、それは無理だと思います。そうすると、いつまでたってもそういうところの方々は、いくら補助金を出してくれる制度があっても、それすら使えないという。本当に、中央区の一部以外はほかの市民、バスを利用している方、皆さんそこだけがどんどんよくなっていて、自分のところは全然見向きもされないと感じている方がたくさんいらっしゃいます。それはどのようにお思いですか。

(事務局)

やはり、市が整備を自ら進めていくといった場合には、やはり利用の多いところから進めていかなければならないということは考えております。ただ、今回の補助制度につきましては、そういった地域の方々も、声をあげていただければ補助対象といたしますので、ぜひそういった方々に集まっていただいて、自ら自分たちの使うバス停をよくしていくのだという形で、お声をあげていただければと思っています。

(柳田会長)

ありがとうございます。

(高橋委員)

新潟県バス協会の高橋でございます。この補助制度を見ますと、いわゆるバス待ちの環境づくりをよくしたいという趣旨のようでございますけれども、具体的には新設も含んでいくというような考えもあるのか。または、今の既存の部分を少しずつ、ベンチも上屋も含めて改善をやっていこうという方々を募集するではないですけれども、そういった部分の中で、現実になかなかバス停そのものが、自宅であればその既存の部分をやはりなかなか持ってきてほしい方とか、またはいらない方も様々おる状況の中で、先ほどもおっしゃっていましたように、道路管理者または警察等と、バス停を設置するにあたっていろいろな部分がありまして、その辺のところも踏まえながら、相手方もおそらく広く探していくというようなスタンスなのでしょうけれども、ぜひそれは、新しくなる部分は非常にありがたいし、やっていただきたいですけれども、新設だとかそういう部分ではなかなか難しい部分もあるので、その辺の目的の一つとしてはどういう、加えていわゆるバス待ちをしやすい環境づくり以外にも目的があるのであれば教えていただきたいと思っています。

(事務局)

ありがとうございます。すみません。少し質問の趣旨が分かりかねているのですが。

(高橋委員)

すみません。いくつか話をしたのですけれども、最後の部分につきましては、環境の部分もあるのですけれども、新しく増やしていくというような、まず、一つは趣旨かどうなのか。今の既存の部分を目的にしているのか。そして本来の目的は、新しいそれに出資ではないのですけれども、そういった資本を出してくださる方を求めているのか。こういった意味合いで、もし何かあるのであればお聞かせいただきたいと思います。

(事務局)

ありがとうございます。予算にも一応限りがあるということですので、できれば新設といったところをメインにしたいとは思っておりますけれども、既存のバス停上屋の改修や立て直しといったところに使えないという制限は設けてございません。

あとは、やはり市で整備を今まで進めてきたというところで、予算がついても年に1か所とかというペースだったのです。今は非常にコロナ禍で利用者数が減少しているということがございます。バス待ち環境をよくしまして、利便性を高めて利用していただくといったところが急務であると考えておりますので、そういった意味においても、民間の力も使わせていただきたいというところで、市も整備していくことと併せてそういった形も取らせていただきたいという趣旨でございます。

(柳田会長)

よろしいでしょうか。そのほかにもございますでしょうか。

(和田(徹)委員)

新潟交通の和田でございます。今のこの補助制度のことでございますが、私ども事業者から見るとありがたい制度だと思っております。

今の状態を、現状を説明申し上げますと、バス停上屋というものは、基本的にはわりと多く乗られるお客様がいるバス停に、どちらかという事業者が道路管理者に申請をして、建てていったというケースがございます。上屋を建てていったのは昭和50年代であるというところが多くて、非常に劣化している状態でございます。その頃に建てた上屋につきましては、昨今の異常気象等、風とかによって非常に屋根が飛びそうになったり、あるいは実際に飛んでしまったり、あるいは倒れたりしてということで、特に建物の少ないような、どちらかという田んぼのところとか風が通りやすいところが倒れたり、土手沿いが倒れたりということが非常に多くなっています。

上屋の一部には、地元の自治会が建てた上屋も実は数多くありまして、そういったところを当時建てられた方々が非常に高齢になられたとか、あるいはお亡くなりになられたということで、当時の経緯がよく分からない状態で建っていたというものもあります。そうなったので、今あるものをまたバス事業者が建ててくれという話がけっこうくることが多いわけですけれども、残念ながら手前どもの会社も非常に厳しい状態がずっと続いているということもあって、新たに建てることができないという状態が続いています。道路沿いで、所有者が変わったことによって用途を変更にすることによって、邪魔だからどかしてくれとか、いろいろなことが起きて、まだまだ使えそうなものも撤去せざるを得ないということも、実は起きているのも事実ということでございます。今回の補助制度は、新潟市も道路管理者の方とご相談に乗っていただけるといふか、仲介していただけるといふことですので、我々も地元の方々にとっても、非常にいい話だと思っております。

バス停については、よく笑い話で言われるのですが、バス停とゴミ捨て場は家の前は嫌だけれども、遠くは嫌だとよく言われます。自分の前にバス停があつたりすると、やはりいろいろ嫌がられたりする。待っている方々が家の中を覗くのではないかとかいろいろなことがあって、嫌がられるケースがあって、バス停そのものを移動してくれということが多いということも今の現状ということも、今回は報告事項ということですが、皆さんもできれば共有していただければありがたいと思っております。

今回の補助制度は、実際にもうすでに1か所からご相談があつて、都市交通政策課にも相談をさせてもらっているものも1件あるやに聞いております。それも、風で吹き飛んでしまった自治会のものだとお聞きしていますので、ぜひ、地元の有志の方々が建てたいけれども、費用がけっこうかかるのでということ、当社に相談があつたのですけれども、なかなかご要望に添えないというところに、こういった制度が作られるということですので、ぜひこの制度を活用させていただいて、そういった場所に建てられればいいかと思っております。

(柳田会長)

和田委員ありがとうございました。

そのほかにご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。よろしいようであれば、この補助制度につきましてご興味のある地域ですとか団体等、また企業等、お耳にすることがあれば、ぜひ事務局にお伝えいただければと思います。各委員にお願いでございます。よろしくお願ひいたします。

ということで、以上で報告事項について終わらせていただければと思います。以上をも

ちまして、本日の議事はすべて終了となります。進行を事務局にお戻しします。

(司 会)

貴重なご意見、円滑な議事の進行にご協力いただきまして大変ありがとうございました。

本日の議事録につきましては、後日、委員の皆様宛てに送付させていただきますので、発言内容等の確認をお願いいたします。

なお、次回の地域公共交通会議は、8月頃の開催を予定しております。

以上をもちまして、令和4年度第3回新潟市地域公共交通会議を終了いたします。ありがとうございました。